

平成 27 年度調達改善の取組に関する点検結果
(案)

平成 28 年 10 月 28 日

行政改革推進会議

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものと考えられる。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）では、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとした。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今回、各府省庁において、平成 27 年度調達改善計画の年度末自己評価が実施され、その結果が公表されたことを受け、行政改革推進会議において、各府省庁の自己評価結果の点検作業を実施した。具体的な点検作業には、当会議歳出改革ワーキンググループから以下の 5 委員が当たった。これら委員による主な指摘は、[別紙 1](#) 及び [別紙 2](#) のとおりである。

- ・秋池 玲子
- ・有川 博
- ・石堂 正信
- ・川澤 良子
- ・野本 満雄

1 平成 27 年度における調達改善の取組の実施状況

近年、国の調達に係る契約金額は、8 兆円前後で推移しており、平成 26 年度においては合計で 8.3 兆円となっている。

参考：国の契約金額の推移

(単位：兆円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

(国の調達に係る契約金額、契約種別の全体像等について参考 1～3 を参照)

財政状況が厳しさを増す中、これまで、各府省庁は、自律的に調達改善の取組を継続してきているが、なお各府省庁間で取組にばらつきが見られる状況にあった。これに対し、行政改革推進会議は、平成 27 年 1 月 26 日、調達改善の取組指針¹（以下「指針」という。）を発出し、平成 27 年度から指針に基づく調達改善の取組の推進を開始している。

平成 27 年度において、各府省庁は、引き続き、調達改善として、随意契約及び一者応札の改善、汎用的な物品・役務における共同調達の有効活用を中心とした取組を実施しているが、指針を踏まえて新たに開始した取組も複数見られる。また、地方支分部局等においても意欲的な取組が行われている（後記(3)イ参照。）。各府省庁による調達改善の主な取組は、参考 4 のとおりである。

(1) 随意契約の改善

ア 適正な契約方式の適用

随意契約は、競争入札に付されない点で例外的な契約方式とされており、その適用範囲は法令等により厳格に制限されている。調達に適正な契約方式を適用することは、法令遵守の観点から重要であるのみならず、とりわけ、競争性のない随意契約²が安易に締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念がある。

¹ 行政改革推進会議「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日）。指針では、各府省庁が段階を踏んでレベルアップできるように、種々の調達改善の取組を「標準的な取組」、「発展的な取組」及び「効果的な取組」の 3 段階に区分し、段階ごとに取組例と留意点を記載して整理している。

² 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

- ① 企画競争によるもの
- ② 公募を実施したもの
- ③ 入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの
- ④ 少額随意契約

このため、各府省庁は、従来から、競争性のない随意契約について、過剰な参入障壁をなくす観点から仕様を見直すなどして競争性のある契約方式への移行の可否を検討する取組や、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達案件であってもその理由を審査した上で明示する取組などを行ってきている。

こうした取組により、国の契約に占める競争性のない随意契約の割合は、次表のとおり、平成 18 年度以降低下しており、近年では 15%から 16%程度で推移している。各府省庁は、各案件の調達の特性を踏まえ、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件であるか否かの審査を厳格に行う必要がある。

国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

イ より適正な価格での調達

より適正な価格で調達することは、国の契約において常に留意されるべき原則である。このため、指針も、適切な予定価格の設定に向けた市場価格等の情報収集、過剰な高品質の要求を見直す観点からの仕様の見直し及び価格交渉の取組に言及している。

（ア）適切な予定価格の設定に向けた情報収集

各府省庁は、複数者からの見積書の徴取、インターネットを活用した価格の調査、過去の類似案件との比較のほか、情報システム調達に関しては CIO 補佐官から助言を得るといった方法を通じて、適切な予定価格の設定に向けた情報を収集している。

（イ）過剰な高品質の要求を見直す観点からの仕様の見直し

各府省庁は、ニーズに比して過剰な高品質を要求する仕様とならないよう、専門家や外部有識者の助言を得て適切な仕様の作成に努めている。

(ウ) 価格交渉

近年では、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であってもコスト削減効果を生み出せる手法として、価格交渉の取組を実施する府省庁が増加している³。例えば、内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、従来から、「価格交渉シート」の作成及び「価格交渉事例集」による情報の共有、外部専門家の活用及び研修の実施など、価格交渉に関する先駆的な取組を実施してきている。

価格交渉に当たっては、その前提として、見積根拠の精査やコスト情報の収集等を通じて見積価格の裏付けを取ることが重要であり、マニュアルの作成等によりそのノウハウを共有することが必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、価格交渉手続のルール化を進めることが適当である。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則であり、いったん随意契約とし、価格交渉を行うこととした案件についても、その適切性を不断に見直すことが必要である。

〈平成 27 年度におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 財務省においては、情報システム関係の 38 件の調達案件について、調達仕様書と参考見積書との整合性の確認及び値引率などの視点から参考見積書の精査を行い、妥当性の評価を行った。
- 公正取引委員会は、印刷機器の必要機能を最小限度の仕様としたことにより、相当のコスト削減ができた。
- 経済産業省においては、調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリスト 125 件を作成するとともに、外部アドバイザーによる評価や、価格検証結果及びベストプラクティスの組織的な共有を行う取組を開始した。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるものとされているものであり、この中には、競争性を確保することが可能な案件も含まれ得る。このため、少額随意契約の要件を満たす案件であっても、事務手続の効率性の観点に留意しつつ、可能な限り競争性の確保

³ ここでいう価格交渉とは、随意契約を締結する前に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるようにする行為のことをいう（指針 7 頁を参照）。

に努めることが望ましい。

指針も、①少額随意契約の要件を満たす案件について一般競争入札の実施に努める取組及び②少額随意契約とする場合であってもオープンカウンター方式⁴を実施することにより競争性を確保する取組を「発展的な取組」として挙げているところ、これらの取組は、いずれも複数の省庁で実施されている。

〈平成 27 年度における少額随意契約の更なる改善に向けた取組例〉

- 内閣官房等では、ホームページ上での案件公示を実施しており、平成 27 年度においては、オープンカウンター方式を実施した 58 件中 36 件が 5 者以上、うち 21 件が 10 者以上の見積書の提出があった。
- 環境省では、少額随意契約を行っていた 6 件について、試行的に一般競争入札に移行した結果、約 130 万円の削減が図られた。

(2) 一者応札の改善

ア 国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合の推移

一般競争入札においても、参加者が一者しかいないものは、競争が働かないことによる価格の高止まりが懸念されることから、従来から、各府省庁においてその改善が取り組まれてきた。

国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合の推移は、次表のとおり、概ね 14%から 17%の範囲で推移している。

国の契約に占める一般競争入札における一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
14	15	14	14	13	14	16	17

出典：公共調達最適化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

イ 各府省庁の取組

各府省庁は、入札不参加者へのアンケート調査やヒアリング等を通じ

⁴ 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

た一者応札の原因分析を実施するとともに、競争参加資格の見直しや、過剰な参入障壁をなくす観点からの仕様の見直し、公告期間の延長及びメールマガジンの活用等をはじめとした競争参加者増加のための取組を継続している。

〈平成 27 年度における一者応札の改善に向けた取組例〉

- 経済産業省では、一者応札改善事例の組織的な共有を図る取組として、一者応札改善のポイント・ベストプラクティス案件を選定・共有する取組を開始している。

(3) 汎用的な物品・役務における共同調達・一括調達の有効活用

ア 本府省庁における共同調達・一括調達

汎用的な物品・役務の調達については、平成 21 年 1 月に策定された「一括調達の運用ルール」(平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ。平成 25 年 1 月 29 日一部改定。以下「運用ルール」という。)に基づき、平成 23 年度以降、霞が関周辺に所在する全府省庁を地理的観点から 6 つのグループに区分し、グループ単位での府省横断的な調達が実施されているほか、同一府省庁に属する複数の機関が一括して調達する取組も実施されている。共同調達・一括調達(以下「共同調達等」という。)は、スケールメリットや調達手続の一部省力化の観点から有効であり、指針も、共同調達等の対象品目の拡大等の取組を挙げている。

平成 27 年度においては、新たに、公用車のガソリン調達について、財務省、経済産業省、農林水産省及び外務省のグループと、警察庁、国土交通省及び総務省のグループにおいて、共同調達が開始された。これまでの取組の結果、各府省庁は、運用ルールにおいて定められた品目について、概ね共同調達等を実施するに至っている。平成 27 年度における前記 6 グループによる共同調達の実施状況については、[参考 5](#)のとおりである。

イ 地方支分部局等における共同調達・一括調達

調達改善の取組は地方支分部局等においても実施されており、その一環として、他府省庁の地方支分部局等との共同調達や、自府省庁の地方支分部局との一括調達などの取組が行われている。

〈平成 27 年度における地方支分部局等における調達改善の取組例〉

- 北陸財務局が平成 24 年度に検討を開始し、平成 26 年度に 4 省 5 官署の参加を得て実現した共同調達について、平成 27 年度契約では、参加官署は 5 省 6 官署に拡大し、さらに、特定の調達物品については、関東財務局を除く全国の財務局の調達分が北陸地区における共同調達に集約された。

北陸財務局では、平成 28 年度契約に向けて、共同調達推進連絡会を主催するなどして、調達規模の更なる拡大と事務負担の公平化を進めているほか、共同調達の拡大が中小企業者の受注機会に及ぼす影響を検討するため、中小企業者へのアンケート調査を実施するなどの取組を行っている（参考 6・7 参照）。

※ 本取組については、北陸財務局が主導して北陸地区に所在する多くの他府省庁の地方支分部局等が参加する枠組みを構築したり、幹事官署の偏りを解消することによって業務の効率化を図ったりするなどの新規性が見られ、また、調達金額の削減（総額ベースで▲6%）にもつながっている。このことから、本取組を優良取組事例に選定する。

（４）その他の調達改善の取組

ア 総合評価落札方式⁵、企画競争⁶の活用

総合評価落札方式は、公共工事、情報システム及び調査・研究等の分野で活用されている。一部省庁においては、公正性や競争性を高めるため、過去の受注実績や経験等を過度に評価しないようにする取組や、価格による競争性を向上させる観点から価格点の割合を高く設定する取組などが実施されている。

また、企画競争を行うに際しても、各府省庁は、引き続き、契約方式の適正性を確認する取組、利害関係のない第三者による審査に基づき事業者を選定する取組、契約締結時に価格の適正性を確認する取組などを実施している。

総合評価落札方式及び企画競争を実施するに当たっては、手続の透明性を確保することが重要である。

⁵ 「総合評価落札方式」とは、一般競争入札における契約の相手方の選定方法の 1 つであり、価格以外の要素（品質、技術力等）も含めて総合的に評価した上で選定する方法をいう。

⁶ 「企画競争」とは、随意契約における契約の相手方の選定方法の 1 つであり、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

〈平成 27 年度における総合評価落札方式及び企画競争に関する取組例〉

- 国土交通省では、公共工事の調達に当たり、競争参加者・発注者双方での負担軽減の観点から「段階的選抜方式」（企業と技術者の実績・成績の評価結果から技術提案を行う業者を選抜）を試行しており、平成 27 年度は本格運用に向け、総合評価ガイドライン改正版の素案を作成した。
- 文部科学省では、内部監査組織において、評価基準、評価点の配分方法等の客観性及び妥当性について事前審査を実施するとともに、外部有識者による事後検証を実施しているほか、企画競争及び総合評価落札方式の審査において一層の公平性・透明性を確保するために、内部部局に対して新たに通知の発出を行った。
- 環境省では、総合評価入札や企画競争において、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行うよう努めている。

イ 国庫債務負担行為⁷の活用

契約の内容に応じ、適正な契約時期、契約期間となるよう見直した結果、単年度契約から国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながる場合がある。複数の府省庁においては、リース品の調達等で活用されている。

〈平成 27 年度における国庫債務負担行為の活用事例〉

- 法務省では、地方支分部局等における庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 11 件締結した。調達の仕様が同等であるなど、国庫債務負担行為活用前との費用比較が可能な 5 件では、年間計 94 万 8,000 円の調達費用が削減された。
- 防衛省では、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を 10 箇年度に延長する特別措置法である、いわゆる「長期契約法」に基づく初めての調達として、固定翼哨戒機（P-1）につき 7 箇年度にわたる長期契約により 20 機を一括調達した結果、約 457 億円の経費を縮減した。

⁷ 「国庫債務負担行為」とは、国会の議決を経て、当該会計年度以降（原則 5 箇年度以内）にも効力が継続する債務を負担する行為であり（財政法第 15 条）、予算の単年度主義の例外として位置付けられている。

ウ インターネット取引の活用

少額な調達においてインターネットを活用した調達を実施する府省庁が増加している。平成 27 年度においては、この取組を従来から実施していた経済産業省及び財務省に加えて、新たに、警察庁、総務省、文部科学省及び農林水産省が、その実施、試行又は準備を行っている。

インターネット取引を活用した調達には、クレジットカード決済が行われ、支払事務の簡素化が図られている。クレジットカード決済は、従来から海外出張経費、高速料金、水道料金を対象に活用されてきている。

〈平成 27 年度におけるインターネット取引の活用事例〉

- 文部科学省では、他省庁の取組事例を収集し参考としつつ、インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達の実施に向けて、物品の選定、調達手続方針（「インターネット取引を利用する少額の物品の手続について」平成 28 年 3 月大臣官房会計課）を策定した。

エ 人材育成

各府省庁は、引き続き、調達事務に係る研修や適切な人事評価を通じた人材育成に努めており、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用した効果的な情報共有を実施している府省庁もある。

人材育成の観点からの研修の実施・参加に当たっては、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修など、より実践的で多様な内容の研修の実施・参加を検討することが重要である。

2 平成 27 年度における自己評価の実施状況

各府省庁は、期中に実施した取組について、事務局から通知した実施要領の示す様式に従って、「取組の効果」、「目標の達成（進捗）状況」、「明らかとなった課題」、「今後の対応」をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で公表している。

なお、自己評価の方法⁸については、平成 27 年度上半期から、本府省・地方

⁸ 自己評価の方法については、平成 26 年度点検結果において、「取組の効果の有無にかかわらず、取組が実施されていれば「A」という評価を付けているものが見受けられたため、今後の運用において、効果発現を考慮した評価となるよう、改善を図る必要がある。また、安易な目標を達成することよりも、困難な課題に挑戦する姿勢を奨励するという方

支分部局等別に実施することとした。

(1) 「取組の効果」

自己評価を効果的に実施するためには、定量的な自己評価の実施に努める必要があるが、複数の府省庁が、随意契約から一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行件数や、一者応札の改善件数などによる自己評価のほか、削減額による自己評価も実施している（参考4参照）。

(2) 「目標の達成状況」

平成27年度における各府省庁の取組は調達改善計画に沿って進められており、達成状況は概ね「A」と評価されていた。その中には、自発的に計画記載の実施時期を前倒しした例や、計画に記載していなかった高度な取組を率先して実施した例も見られた。

(3) 「明らかとなった課題」、「今後の対応」

各府省庁は、取組を実施する中で明らかとなった課題を分析・評価し、その結果を、その後の取組や次年度計画に反映させることになっている。平成27年度においては、上半期の自己評価において行った課題の分析・評価を踏まえ行われている例が見られる一方で、計画どおりに進捗していない取組など、必ずしも課題がないとは思われない取組について課題の分析が行われていない例や、課題に対する対応策の検討がない例も散見された。

(4) 本府省庁・地方別の自己評価の導入

地方支分部局等の取組を更に促進させるため、平成27年度上半期から、新たに本府省庁・地方支分部局等別の自己評価を導入することとした。

これを受けて、地方支分部局等を有する府省庁は、自己評価の各項目について、本府省庁・地方支分部局等別に分析・評価を行っており、従来の自己評価に比べて、地方支分部局等の取組の現状、課題及び対応策等の分析・評価が精緻に行われていた。

(5) 外部有識者からの意見聴取

各府省庁の自己評価結果について外部有識者から意見を聴取することになっている趣旨は、各府省庁の自己評価に第三者的立場からの視点や、専門

針を明確に示す意味で、設定目標の難易度を考慮した評価となるよう改良することも課題として検討していく必要がある。」（行政改革推進会議「平成26年度調達改善の取組に関する点検結果」（平成27年8月10日）10頁）との指摘があったことを踏まえ、平成28年度上半期から、各府省庁において、取組の「難易度」、「進捗度」及び「効果」の3要素を考慮しつつ自己評価を行うこととした。

的知見を反映させ、これにより調達改善に係るPDCAサイクルを一層効果的に機能させる点にある。

この点、自己評価結果に外部有識者からの意見が適切に反映されている例がある一方で、具体的な課題や今後の対応等に係る意見聴取が行われず、外部有識者から取組の継続の重要性が指摘されるだけとなっているなど、外部有識者からの意見聴取の実施が形骸化しているのではないかと思われる例も散見された。

3 総括

以上で見てきたとおり、平成27年度においては、各府省庁において指針の内容を反映した新規の取組が複数実施され、本府省庁だけでなく地方支分部局等においても意欲的な取組が行われており、全体として調達改善の取組が継続的に推進されている。

また、行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）においても、指針を踏まえ、平成28年度調達改善計画については、策定段階から、歳出改革ワーキンググループ委員の参画を得た上で各府省庁へのヒアリングを実施した。さらに、地方支分部局等における共同調達等の取組を推進する観点から、関係機関との調整を行い、北陸財務局主催の共同調達推進連絡会にオブザーバーとしても参加するなど、支援的役割を強化した。

しかしながら、調達の更なる改善を実現するためには、以下のとおり、各府省庁における不断の取組及び事務局における支援的役割の一層の強化が必要である。

(1) 指針を踏まえた取組の一層の推進

各府省庁における指針を踏まえた取組の実施状況をみると、指針の示す「標準的な取組」について、府省庁全体としては、概ね浸透しているものの、いまだ十分な取組が行われていない府省庁もある。また、「発展的な取組」については、府省庁によって取組の程度に差がある。

各府省庁は、指針を踏まえ、対応が不足していると考えられる分野の取組について、一層積極的に進めていくことが求められる。その際、少なくとも指針の示す「標準的な取組」については、確実に実施されることが重要である。

なお、新たな取組を始めるに当たっては、他府省庁が採用している取組を形式的に採用したり、取組の新規性のみを根拠として採用するのではなく、

その取組がもたらす効果をできるだけ検証した上で、課題の実質的な解決のために必要と考えられるものを選択することが重要である。

事務局においては、指針を踏まえ、支援的役割を一層強化していくことが求められる。具体的には、課題を抱えた個別案件について、ヒアリングを行い支援することが効果的と考えられる。また、各府省庁の実施する調達改善計画の自己評価を点検する際に、各府省庁が指針を踏まえた取組を実施するに当たって課題となる事項等を把握し、その改善策を共有することが求められる。この点、これまでの取組を通じ、各府省庁において調達改善に関する一定の経験・知見が蓄積されてきたことを踏まえて、各府省庁間で調達改善に資する実務上の経験・知見を効率的に共有し、議論できる機会を提供することも有効である。

(2) 一者応札及び随意契約の改善に向けた取組の強化

一者応札及び随意契約（以下「一者応札等」という。）の改善に向けて、各府省庁は、様々な取組を行ってきている。平成28年度は、各府省が実施する行政事業レビューの「公開プロセス」において、一者応札等に関する案件が取り上げられた。事務局では、公開プロセスの対象とされた案件のうち、一者応札等の改善を要すると指摘された個別事案について、歳出改革ワーキンググループ委員の参画を得た上でヒアリングを行った。

この結果、複数回一者応札等が継続している案件の中には、新規事業者の参入を具体的に想定することが不足しており、競争条件の整備が十分でないものも多く見られた。この改善のためには、どのような事業者が参入するか調査を充実させ、参加者要件や発注単位（内容・地域）の見直しを行い、見直しの内容を個々の調達の仕様書に具体的に反映させる必要がある。また、案件によっては、前例にとらわれず、業務の進め方そのものを再検討すべきと考えられるものもある。このように、個別案件をみると、複数回一者応札等が続いている案件の改善については、複数の府省庁が課題を抱えている。

重要なことは、一者応札等の改善に向けた課題の解決を実現していくことである。各府省庁においては、従前の調達方法を機械的に踏襲するのではなく、各調達状況や特性を踏まえつつ、一者応札等の要因分析を更に進め、不断に具体の改善策を講じるなど、その改善の実現に向けて重点的に取り組むことが必要である。

事務局は、複数回一者応札等が継続している個別事案についてのヒアリング等を踏まえ、歳出改革ワーキンググループ委員から挙げられた改善策の例を別紙1のとおり整理したところであるが、今後も引き続き、(1)で

述べたとおり、課題を抱えた個別事案のヒアリングを通じて、課題解決のための支援を行うとともに、府省庁間における具体的なノウハウの共有を促進していくことが求められる。

(3) 自己評価の充実

調達改善に係る課題解決のためには、各府省庁が、その取組に対する分析・評価を充実させ、その結果を、その後の取組や次年度計画に効果的に反映させることが重要である。

その意味で、各府省庁には、課題抽出を強化するとともに、自らの取組について具体的な効果の検証を行うことが求められる。

一方、各府省庁の平成27年度自己評価結果の中には、課題の抽出や具体的な対応策の検討が十分でないと思われる例や、外部有識者からの意見聴取の実施が形骸化しているのではないかとと思われる例が見られた。PDCAサイクルを効果的に機能させ、課題解決に資するためにも、外部有識者からの意見聴取は、課題の抽出と具体の改善策につながるものである必要がある。また、各府省庁の自己評価においては、調達改善の取組を実施していること自体を評価する傾向にあるが、こうした状況は、ともすれば調達改善に向けた課題の抽出や具体的な対応策の検討が不十分なものとなる一因と考えられる。各府省庁は、主体的かつ自律的な課題解決を目指して必要かつ効果的な取組を適切に推進していくことが求められるのであって、今後は、競争参加者が増加するなど実際に調達が改善されたかどうかに一層重点を置いて自己評価を行うことが求められる。

国の調達に係る契約金額(平成26年度)

参考1

(単位:億円)

合計 82,626	公共工事等 35,298		物品役務等 47,328		
国土交通省 30,673	26,806		3,867		
防衛省 27,761	2,988	24,773			
農林水産省 6,812	1,925		4,887		
環境省 3,326	1,957		1,369		
財務省 2,405	128	2,277			
厚生労働省 2,242	58	2,184			
経済産業省 2,237	2	2,235			
内閣官房等 1,752	657		1,096		
法務省 1,461	481		980		
文部科学省 1,286	15	1,271			
その他 2,671	総務省 848 警察庁 733 外務省 438	最高裁判所 277 国会事務局 116 復興庁 92	国立国会図書館 56 宮内庁 38 人事院 21	金融庁 19 消費者庁 17 公正取引委員会 8	会計検査院 8 特定個人情報保護委員会 1

注:契約金額は平成26年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

国の調達に係る契約種別の全体像

参考2

(単位：件、億円)

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数(注1)		金額(注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		件数	割合	金額	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額			
						割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合			
内閣官房等	(平成24年度)	1,470	62%	675	23%	906	38%	2,225	77%	270	11%	1,898	65%	636	27%	327	11%	2,376	2,900
	(平成25年度)	1,596	65%	880	46%	878	35%	1,040	54%	238	10%	231	12%	640	26%	808	42%	2,474	1,920
	(平成26年度)	1,572	64%	1,035	59%	890	36%	717	41%	208	8%	146	8%	682	28%	571	33%	2,462	1,752
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(平成24年度)	223	61%	29	65%	143	39%	16	35%	50	14%	7	15%	93	25%	9	20%	366	45
	(平成25年度)	212	61%	34	64%	133	39%	19	36%	49	14%	11	21%	84	24%	8	16%	345	53
	(平成26年度)	203	60%	24	64%	137	40%	14	36%	36	11%	6	15%	101	30%	8	21%	340	38
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(平成24年度)	38	63%	1	50%	22	37%	1	50%	4	7%	0	10%	18	30%	1	40%	60	3
	(平成25年度)	54	72%	3	69%	21	28%	2	31%	5	7%	0	5%	16	21%	1	26%	75	5
	(平成26年度)	57	71%	7	81%	23	29%	2	19%	4	5%	1	7%	19	24%	1	12%	80	8
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(平成24年度)	1,939	65%	685	75%	1,046	35%	223	25%	515	17%	142	16%	531	18%	80	9%	2,985	907
	(平成25年度)	1,908	64%	543	57%	1,091	36%	403	43%	496	17%	275	29%	595	20%	128	14%	2,999	946
	(平成26年度)	1,832	62%	460	63%	1,110	38%	273	37%	502	17%	172	23%	608	21%	101	14%	2,942	733
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
金融庁	(平成24年度)	109	52%	10	28%	102	48%	27	72%	57	27%	23	63%	45	21%	3	9%	211	37
	(平成25年度)	121	57%	37	77%	93	43%	11	23%	72	33%	9	19%	21	10%	2	4%	214	48
	(平成26年度)	107	54%	10	53%	91	46%	9	47%	45	23%	5	28%	46	23%	4	19%	198	19
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(平成24年度)	59	73%	5	36%	22	27%	8	64%	7	9%	1	11%	15	19%	7	53%	81	13
	(平成25年度)	57	66%	24	73%	29	34%	9	27%	8	9%	0	1%	21	24%	8	25%	86	33
	(平成26年度)	55	54%	4	25%	46	46%	13	75%	8	8%	0	2%	38	38%	13	73%	101	17
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	(平成24年度)	46	55%	4	32%	38	45%	9	68%	3	4%	0	3%	35	42%	8	65%	84	13
	(平成25年度)	33	12%	5	6%	238	88%	74	94%	79	29%	11	13%	159	59%	64	81%	271	79
	(平成26年度)	32	11%	6	7%	253	89%	85	93%	104	36%	14	15%	149	52%	71	78%	285	92
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	(平成24年度)	816	47%	666	57%	911	53%	496	43%	733	42%	454	39%	178	10%	42	4%	1,727	1,161
	(平成25年度)	857	42%	390	39%	1,165	58%	603	61%	1,023	51%	461	46%	142	7%	141	14%	2,022	993
	(平成26年度)	819	47%	521	61%	937	53%	327	39%	763	43%	276	33%	174	10%	52	6%	1,756	848
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680
法務省	(平成24年度)	5,159	77%	1,289	81%	1,566	23%	310	19%	284	4%	61	4%	1,282	19%	248	16%	6,725	1,599
	(平成25年度)	5,412	79%	1,101	80%	1,417	21%	282	20%	232	3%	80	6%	1,185	17%	202	15%	6,829	1,383
	(平成26年度)	5,157	79%	1,064	73%	1,331	21%	397	27%	192	3%	210	14%	1,139	18%	187	13%	6,488	1,461
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(平成24年度)	461	38%	127	30%	751	62%	297	70%	316	26%	66	16%	435	36%	230	54%	1,212	423
	(平成25年度)	448	35%	51	11%	822	65%	414	89%	305	24%	94	20%	517	41%	320	69%	1,270	466
	(平成26年度)	432	36%	61	14%	773	64%	377	86%	244	20%	115	26%	529	44%	262	60%	1,205	438
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(平成24年度)	4,225	62%	932	59%	2,572	38%	651	41%	1,699	25%	201	13%	873	13%	450	28%	6,797	1,583
	(平成25年度)	4,176	62%	783	56%	2,563	38%	613	44%	1,713	25%	219	16%	850	13%	394	28%	6,739	1,397
	(平成26年度)	4,108	61%	1,277	53%	2,603	39%	1,128	47%	1,735	26%	732	30%	868	13%	395	16%	6,711	2,405
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(平成24年度)	514	15%	196	13%	2,994	85%	1,264	87%	2,439	70%	771	53%	555	16%	492	34%	3,508	1,459
	(平成25年度)	487	15%	123	11%	2,771	85%	1,039	89%	2,355	72%	549	47%	416	13%	489	42%	3,258	1,162
	(平成26年度)	503	15%	167	13%	2,917	85%	1,119	87%	2,503	73%	618	48%	414	12%	501	39%	3,420	1,286
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数（注1）		金額（注1）		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
						件数		金額		件数		金額		件数		金額			
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
厚生労働省	（平成24年度）	3,902	53%	1,583	48%	3,438	47%	1,725	52%	1,076	15%	319	10%	2,362	32%	1,406	42%	7,340	3,309
	（平成25年度）	3,933	55%	641	30%	3,169	45%	1,497	70%	872	12%	337	16%	2,297	32%	1,160	54%	7,102	2,138
	（平成26年度）	3,950	55%	720	32%	3,278	45%	1,522	68%	964	13%	323	14%	2,314	32%	1,200	54%	7,228	2,242
	（平成18年度）	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	（平成24年度）	11,230	83%	5,386	93%	2,327	17%	392	7%	992	7%	234	4%	1,335	10%	157	3%	13,557	5,777
	（平成25年度）	11,761	84%	6,363	93%	2,301	16%	478	7%	1,076	8%	261	4%	1,225	9%	217	3%	14,062	6,841
	（平成26年度）	10,729	82%	5,926	87%	2,287	18%	886	13%	1,089	8%	288	4%	1,198	9%	598	9%	13,016	6,812
	（平成18年度）	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	（平成24年度）	1,263	48%	655	26%	1,347	52%	1,849	74%	920	35%	1,592	64%	427	16%	257	10%	2,610	2,504
	（平成25年度）	1,234	48%	672	27%	1,338	52%	1,859	73%	883	34%	1,512	60%	455	18%	347	14%	2,572	2,531
	（平成26年度）	1,252	49%	748	33%	1,292	51%	1,489	67%	834	33%	1,059	47%	458	18%	430	19%	2,544	2,237
	（平成18年度）	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	（平成24年度）	36,317	78%	23,676	90%	10,426	22%	2,574	10%	5,600	12%	1,327	5%	4,826	10%	1,247	5%	46,743	26,250
	（平成25年度）	39,835	79%	33,663	93%	10,433	21%	2,645	7%	6,011	12%	1,573	4%	4,422	9%	1,072	3%	50,268	36,308
	（平成26年度）	34,346	77%	27,923	91%	10,250	23%	2,750	9%	5,700	13%	1,564	5%	4,550	10%	1,185	4%	44,596	30,673
	（平成18年度）	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	（平成24年度）	1,321	53%	918	63%	1,180	47%	545	37%	655	26%	445	30%	525	21%	100	7%	2,501	1,463
	（平成25年度）	1,637	55%	2,868	78%	1,320	45%	798	22%	663	22%	589	16%	657	22%	209	6%	2,957	3,666
	（平成26年度）	1,842	55%	2,591	78%	1,536	45%	734	22%	726	21%	431	13%	810	24%	303	9%	3,378	3,326
	（平成18年度）	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	（平成24年度）	18,747	43%	5,223	20%	24,637	57%	20,262	80%	16,876	39%	11,881	47%	7,761	18%	8,381	33%	43,384	25,485
	（平成25年度）	17,598	42%	5,118	22%	24,431	58%	18,486	78%	16,371	39%	7,946	34%	8,060	19%	10,540	45%	42,029	23,604
	（平成26年度）	23,694	51%	6,451	23%	22,337	49%	21,310	77%	14,800	32%	10,893	39%	7,537	16%	10,417	38%	46,031	27,761
	（平成18年度）	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 （注2）	（平成24年度）	1,722	59%	250	60%	1,208	41%	166	40%	221	8%	44	10%	987	34%	123	29%	2,930	417
	（平成25年度）	1,724	60%	377	66%	1,160	40%	194	34%	275	10%	86	15%	885	31%	108	19%	2,884	571
	（平成26年度）	1,640	59%	307	64%	1,126	41%	171	36%	227	8%	50	10%	899	33%	121	25%	2,766	479
	（平成18年度）	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	（平成24年度）	89,561	62%	42,310	56%	55,636	38%	33,039	44%	32,717	23%	19,467	59%	22,919	16%	13,572	18%	145,197	75,349
	（平成25年度）	93,083	63%	53,677	64%	55,373	37%	30,465	36%	32,726	22%	14,244	47%	22,647	15%	16,221	19%	148,456	84,142
	（平成26年度）	92,330	63%	49,304	60%	53,217	37%	33,323	40%	30,684	21%	16,904	20%	22,533	15%	16,419	20%	145,547	82,627
	（平成18年度）	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	31%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、最高裁判所及び特定個人情報保護委員会

各府省庁における調達改善の主な取組

1. 適切な随意契約の締結に向けた取組

【内閣官房等】

- 平成 27 年度において、184 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 95 件について 32 億 2120 万円の削減効果があり（当初提示額の 7.7%）、地方支分部局では、5 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 3 件について 165 万円の削減効果があった（当初提示額の 11.6%）。
- 少額随意契約については、ホームページ上での案件公示を実施しており、平成 27 年度においては、オープンカウンター方式を実施した 58 件中 36 件が 5 者以上、うち 21 件が 10 者以上の見積書の提出があった。

【宮内庁】

- 宮内庁随意契約審査委員会において、これまで競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査し、競争性のない随意契約を行っていた案件 2 件を競争性のある契約（公募）とし、前年度比約 33 万円の削減を図った。

【公正取引委員会】

- 印刷製本の請負（競争入札の方法によるものを含む。）については、過去に見積り合わせに参加しなかった者からも見積書を徴取することにした。その結果、調達金額については、平成 26 年度の同種案件と比較して、約 38 万円の削減効果（仕様が異なるためあくまで参考計数）が認められた。
- 海外競争政策情報提供サービスについては、平成 27 年 2 月開催の随意契約審査委員会における審査結果を踏まえ、他社の類似サービスの内容や価格を調査した上で交渉を行った結果、当初見積価格 50,000 ドルから最終見積価格は 33,500 ドルまで引き下げられたことにより、181 万 5,000 円の削減効果が認められた。
- 印刷機器の必要機能を最小限度の仕様としたことにより、相当のコスト削減ができた。

【警察庁】

- 従来、随意契約を行っていた一部の装備品について、新規事業者へ声掛けを実施することにより新規業者の応札可能となり応札者が 2 者に増加した。その結果、実績単価で算出した金額と比較して、約 540 万円（24.9%）の契約額が削減できた。
- インターネット取引を利用する少額の物品調達の手続に関する規定とともに予定価格作成に関するマニュアルを整備した。
- 平成 27 年度の随意契約案件のうち 26 案件で価格交渉を実施した。その結果、業者が当初提示した見積額と比較して約 1 億 4,400 万円の調達経費を削減した。

【金融庁】

- 12件のオープンカウンター方式による見積り合わせを実施したところ、約66万5,000円の削減効果があった。

【消費者庁】

- 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討し、やむを得ないものに限定された。平成27年度にて7回開催し、32件の審査を行うなど、競争性の確保に努めた。
- 入札等監視委員会において、安易な随意契約となっていないかの検証を行った。

【復興庁】

- 新規に契約しようとする案件について、競争性のない随意契約によろうとする場合は、契約手続審査委員会により競争性のある契約方式に移行できないか内容等を審査することとした。なお、前年度に引き続いて行う競争性のない随意契約についても競争性のある契約方式に移行できないか検討を行った。

【総務省】

- 競争性のない随意契約案件について、官房会計課において、全ての随意契約の要件を満たしているか審査し承認した。また、企画競争や公募による場合は、官房会計課において、その妥当性について審査・承認した。
- 調査研究事業に係る契約は、一般競争入札を原則とすることとし、平成27年度の契約件数（230件）のうち、224件で一般競争入札を実施した。公募となった4案件については、公募によらざるを得ない理由を担当課から会計課がヒアリングすることで検証し、次回以降の契約に役立てることとしている。
- 北海道総合通信局含む7官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、ホームページ掲載によるオープンカウンター方式を実施しており、調達金額の低廉化が図られた（予定価格と契約金額との総差額283万円）。

【法務省】

- 案件ごとに仕様の見直し、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。
- 地方支分部局等では、競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、仕様の見直し等により31件の調達を競争性のある調達方式へ移行し、移行前との費用比較が可能な12件では計311万7,000円の調達費用が削減された。
- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件のうち、本省15件、地方支分部局等316件について一般競争入札を実施したほか、地方支分部局等において、オープンカウンター方式による見積り合わせを172件実施した。これらの結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な本省における2件では計101万7,000円、地方支分部局等における22件では計4,403万8,000円の調達費用が削減された。

【外務省】

- 平成 25 年度、26 年度にわたり随意契約となっている案件の洗出しを行い、例えば、「在外公館向け規格食器」（5 品目）など、可能な案件については、競争入札に移行した。
- 内部監査等において、競争性のない随意契約の見直しを引き続き行っている。
- 情報システムにおいては、随意契約によらざるを得ない契約であっても、CIO 補佐官の助言等を活用して経済性の確保に努めている。さらに契約監視委員会における事後検証も実施している。

【財務省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達 の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に限定列挙された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約の確保が図られた。その結果、随意契約の割合は平成 18 年度と比べて件数ベースで 23 ポイント減少し、地方支分部局では、他者の参入が見込まれる 9 件について、より競争性の高い一般競争入札等へ移行した。その結果、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 60 万円のコスト削減を図ることができた。
- 少額随契案件であっても一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施する取組により、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で、本省庁では約 73 万円、地方支分部局では約 649 万円のコスト削減が図られた。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を主に対象として、インターネットを活用した調達を実施した結果、業者から提出を受けた最低の見積価格から、本省庁においては約 22 万円（20 案件）、地方支分部局においては約 2 万円（11 案件）のコスト削減を図ることができた。

【文部科学省】

- 競争性のない随意契約については、内部監査組織による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われ、真にやむを得ないものに限定された。
- 個別案件毎に競争性のない随意契約を行った理由等を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。
- 価格競争の取組の手續や交渉の進め方に関する共通のルールを作成し、調達機関に周知した。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 629 件、本省以外の部局分 796 件）に対して指摘（本省分 374 件、本省以外の部局分 27 件）をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態に 26 件（本省分 19 件、本省以外の部局分 7 件）が移行し、4 億 4,200 万円（本省分 1 億 8,600 万円、本

省以外の部局分2億5,600万円)の削減効果が生じた。

- 61の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成26年度随意契約案件(1,351件)について、一般競争入札への移行(6件)を指導した。また、平成26年度一者応札等の案件(一者応札546件、一者応募226件)のうち改善の取組が未実施の案件に対して34事項の指導を実施した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に620件(本省281件、地方339件)の随意契約の理由及び契約相手方等の事前審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約(不落随意契約を含む。)を対象に、172件(本省24件、地方148件)の随意契約の理由及び契約相手方等の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 少額随意契約が可能な案件のうち769件で一般競争入札を実施した。

【経済産業省】

- 平成27年度の随意契約(少額随意契約等を除く。)の全案件について、官房会計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図っている。その結果、これまで随意契約(企画競争)であった1件が一般競争入札に移行した。
- 平成27年度事業から、競争性のない随意契約(緊急随契等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施することとしており、125件のセルフチェックリストが作成された。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、1,361件実施し、平均5.9者/件の見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。さらに今年度からはホームページに調達案件を公示することにより競争参加者の拡大を図った。
- 公募(入札可能性調査)を実施した結果として特定の者と締結された随意契約については、平成27年度事業から「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」を実施しており、その結果800万円削減した事業がある。
- 家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を活用し、より安価な調達を実施可能とした。平成27年度に実施したインターネット取引に係る調達33件について、参考見積の価格(従来方式)と比べて平均で21%安く調達した。

【国土交通省】

- 競争性のない随意契約と整理するものについて、不適切な理由のものはないことを確認し、真にやむを得ないものに限定した結果、前年度に比べ、金額については若干増加した（73.3億円減）ものの、件数は減少した（51件減）。
- 平成27年度会計監査実施計画に基づく重点監査事項として133部局に対し内部監査を実施し、329件の競争性のない随意契約のうち328件が適正と判断され、不適正なものとして判断された1件については、競争性を確保した契約となるよう指導を行った。
- オープンカウンター方式を活用している部局等においては、事務の効率化が図られ、オープンカウンター方式で調達したものが、4,148件、10.5億円、一般競争方式で調達したものが、438件、2.6億円となり、公正性及び競争参加機会の拡大が図られた。

【環境省】

- 少額随意契約を除くすべての随意契約について、毎週開催する契約委員会において、事前審査を実施した結果、随意契約を行う予定であった4件について一般競争（総合評価落札方式）に移行させた。また、地方支分部局等においても随意契約から一般競争に移行する等により、約2,218万円の削減が図られた。
- 少額随意契約を行っていた6件について、試行的に一般競争入札に移行した結果、約130万円の削減が図られた。

【防衛省】

- 各会計機関に適正な執行のための部内検討グループを設置し、随意契約の必要性を精査した上で調達を実施している。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をホームページで常続的に公表した。
- 少額随意契約が可能な調達であっても一般競争入札を実施したり、少額随意契約となる様々な案件をまとめた上で一般競争入札を実施したりして競争性の確保に努めた。
- 従前まで企画競争を行っていた調達案件11件について、新たに一般競争入札へ契約方式を移行した結果、昨年度とほぼ同仕様であったもので比較すれば、対前年度実績価格に対し、約200万円（約▲15.5%）契約額が下がった。

2. 一者応札の改善

【内閣官房等】

- 国際交流事業支援業務（2件）については、公募を実施して、随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 354 万円の削減効果があった。地方支分部局では、平成 27 年度長期掛金分割に伴う人事給与システム等の改修業務について公募を実施して、随意契約として価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ 74 万円の削減効果があった（当初提示額の 13%減）。
- 競争参加者確保のために、調達予定案件の定期的な公表や可能な限り公告期間を確保したり、入札参加要件の緩和、過去の成果物等の提示、市場価格調査やメールマガジンの発信による積極的な情報発信など各種の取組を実施した。

【宮内庁】

- 平成 27 年度における一般競争入札案件 144 件すべてにおいて公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日 12 日以上確保した。
- 平成 27 年度において、一般競争入札案件で一者応札及び入札不調となった案件 36 件のうち、入札資料を受領したものの応札しなかった業者がいた案件が 15 件あり、該当する業者に入札参加条件等に関するアンケートを実施した。アンケートで得られた意見を担当部局で検討し、固定していた業務実施期間を柔軟に対応することが可能な仕様に変更することとした。

【公正取引委員会】

- 一者応札となった案件 6 件について、入札不参加者に対してヒアリングを実施し、入札不参加の理由等を確認するなどして、原因分析及びその改善を実施することとしている。

【警察庁】

- 上半期における一者応札、高落札率案件 75 件を抽出し、原因の自己点検による分析を実施し、結果及び対応策について庁内に周知した。
- 従来、入札説明会を実施していなかった案件について入札説明会を実施し、仕様内容等についての情報提供を行い、競争性の確保に努めた。

【金融庁】

- 一者応札案件について、「一者応札等事後調査シート」を作成して、応札不参加者から理由等を聴取・分析し、次期調達の際の仕様書に反映させることを可能とした。その結果、平成 26 年度において一者応札であった案件のうち 10 件が複数者応札となった。

【消費者庁】

- 会計部門に向けて仕様書の見直しを行うとともに、前年度に引き続き事業者向けのアンケート調査等を行った。一者応札の件数については、平成 26 年度比で 20%の削減となった。
- 平成 27 年度より、適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を 6 件実施し、複数

者から見積書を徴収することとした。

【復興庁】

- 入札説明会に参加した事業者のうち入札に参加しなかった者に対してアンケート調査等を実施し、一者応札となった原因等を調査した。
- 特定の資格や比較的長期間の実務経験を要件とするものについては必要最小限のものとし、また、契約の予定価格の金額に相当する等級の格付については、できる限り下位（2等級下位まで）又は上位の等級に格付された者も含めるよう、要件を緩和した。
- 業務内容を理解しやすくするため、過去の成果等の情報をホームページに掲載した。関連情報（ホームページ掲載情報以外のものも含む）を容易に確認できるようポータルサイト URL 等を仕様書に記載した。

【総務省】

- 一般競争入札の実施に当たっては公告期間を 20 日間以上の確保に努めた（全体の 68.0%、過去 3 年間の平均割合 63.2%）。
- 一般競争入札の結果として一者応札となった案件については入札説明会に参加したが応札しなかった業者に理由を把握することとしており、主な理由として、調達期間が短いことが指摘されたことから、契約時期を早め調達期間の確保に努めた。

【法務省】

- 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実などの契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施した。取組の結果、120 件（本省 14 件、地方支分部局等 106 件）について一者応札が解消され、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な本省における 4 件では計 265 万 4,000 円、地方支分部局等における 46 件では計 2,635 万 6,000 円の調達費用が削減された。
- 一者応札となった入札案件は、CIO 補佐官の知見を活用するなど、その原因分析を行った。

【外務省】

- 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象に、事業者へのヒアリング等により要因を分析するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札（応募）となった案件についても、同様の分析・改善を実施し、資格要件の緩和、事業単位の細分化を図り、競争性の確保が図られた。結果、平成 27 年度に契約した単年度毎に一者応札で受注している案件のうち 5 件、複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件のうち 3 件において、複数者応札となった。

【財務省】

- 一者応札について、公告期間や業務等準備期間の十分な確保、業者等からの聴き取り結果の活用を図った仕様書の見直し、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等の取組を行った。その結果、一者応札の割合は平成 19 年度と比べて件数ベースで 7

ポイント減少し、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で、本省庁では約 219 万円、地方支分部局では約 364 万円のコスト削減を図ることができた。

【文部科学省】

- 公益法人が 2 年連続して受注している案件について、個別案件単位での一者応札・応募の改善方策を策定し、内部監査組織による監査（会計書面監査）により事前検証を行うとともに、外部有識者により構成される契約監視委員会等で事後検証を行った。また、検証後は、契約の透明性を図る観点から、四半期毎に一者応札・応募案件について個別案件単位でとりまとめて公表した。
- 平成 27 年度前期及び後期の調達予定情報（299 件）について、ホームページで公表し、契約の競争性の向上を図った。また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載した。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 629 件、本省以外の部局分 796 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 30 件（本省分 22 件、本省以外の部局分 8 件）解消した（本省分削減効果 4 億 1,500 万円、本省以外の部局分削減効果 1,500 万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 1,818 件、本省以外の部局分 1,862 件）から抽出された案件（本省分 40 件、本省以外の部局分 50 件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 48,064 者に対し 347 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件及び平成 27 年度において一者応札（応募）になった案件等 2,516 件（物品 487 件、役務 1,287 件、委託 742 件）について、応募要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局を含む。）のうち、348 件（本省 62 件、地方支分部局 286 件）の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性及び公正性等の向上が図られた。
- 調達情報のメールマガジン配信（本省：16,799 者登録、1,092 件配信）や本省の入札情報のホームページに、リンク先として地方支分部局の入札等の情報を掲載し、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。また、地方支分部局の一部（8 農政局等）でもメールマガジン配信を導入している（12,932 者登録）。
- 平成 27 年度上半期の物品・役務等の発注見通し（公告及び契約予定時期）として、

延べ 990 件（物品 152 件、役務 379 件、委託 459 件）をホームページに掲載した。

- 入札不参加業者へのアンケートを実施し 768 件（物品 113 件、役務 374 件、委託 281 件）について改善策を検討した。

【経済産業省】

- 平成 24 年 9 月に策定した「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づき、①入札前の自己チェック（前年度一者応札案件について、入札公告前に、セルフチェックリストによる改善策の実施状況等を当該担当課室長が確認）、②開札後・契約前の妥当性等チェック（開札の結果、一者応札かつ高落札率案件について、入札手続等の妥当性等を各部局の筆頭課長等が確認）、③事後第三者チェック（②のうち、同一者連続落札案件について、外部監査人により外部監査を実施）からなる点検プロセスを手順化して、その解消に取り組んでいる（公告前にセルフチェックリストを作成した 158 件のうち 63 件が複数者応札となり、平成 26 年度に外部監査人に審査依頼したもので平成 27 年度も事業を実施した 36 件のうち 15 件が複数者応札となった）。
- 前年度一者応札であったが今年度複数者応札に改善された 63 件の落札価格は、前年度比で 8,000 万円削減された。
- 「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づいて担当課室が作成したセルフチェックリストを全てデータベース化し、ベストプラクティス案件を 27 年 4 月に選定した上で、イントラネット等により共有を図った。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は 2 万 7,140 名、ツイッターのフォロワー数は 14 万 2,900 名（平成 28 年 6 月 2 日時点）となっている。
- 平成 26 年 2 月に策定した公募（入札可能性調査）の実施手続をまとめた会計課調達に基づき、平成 27 年度は 49 件の公募を実施した。その結果、47 件について、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認され、その者と随意契約を締結した。公募により複数者から応募があった 2 事業については、一般競争入札及び企画競争によって実施した。

【国土交通省】

- 全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前措置を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの（高額案件（3 億円を超えるもの））は 43 件であり、これらについて、実施した事前措置の内容、原因分析の手法、今後の課題等を含め、一者応札となった原因を詳細に分析した上で個票に取りまとめ、今後の調達に資するとともに、ホームページ上に公開した。
- 会計監査実施計画において、重点監査事項に位置付け、複数年にわたり一者応札且つ未だに解消していない案件 195 件を監査し、一者応札となった原因究明をどのように行っているか、具体的な対応方法等についてヒアリングを通じ、分析結果を含め、内容の確認を行った。

【環境省】

- 一者応札の改善について、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。
- 本省では、平成 26 年度に一者応札であった案件で、平成 27 年度に複数者が入札に参加した案件が 35 件あり、一者応札が改善するとともに約 9,583 万円の削減が図られた。また地方支分部局等では 9 件あり、一者応札が改善するとともに約 2,672 万円の削減が図られた（釧路自然環境事務所では、3 件、約 540 万円の削減、生物多様性センターでは、6 件、約 2,132 万円の削減が図られた）。

【防衛省】

- 入札公告期間の拡大、入札参加資格の見直し、応札しなかった業者へのヒアリング等の一者応札改善のための各種取組を実施している。
- 陸上自衛隊北海道補給処においては、応札者数の少ない「給食部外委託及び食器洗浄役務委託の契約」について、一者応札となった原因を把握し、委託内容ごとに調達を分割して実施したところ、応札者数が 1 者から 3 者に増加し、対前年度約 200 万円(▲約 8.6%)低い価格で契約することができた。

3. 一括調達・共同調達の実施

【内閣官房等】

- 19 件（17 品目）の共同調達を幹事官庁として実施した。
- 消耗品の共同調達については、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き、仕様の見直しを実施した。

【宮内庁】

- 共同調達により、「電球・蛍光灯他の購入、荷物等の配送業務」等は共同調達実施前に比して約 51 万円相当（11%）の削減が図れた。

【公正取引委員会】

- 法務省と共同調達を実施した。昨年度までに実施した 14 品目を継続して実施するとともに、当該 14 品目のうちの一つである「事務用品（消耗品）」の品目数を 208 から 215 に増やした。また、書籍等で共通して購入の必要性があるもの（法令の解説本等）はその都度、共同調達を実施したところ。その結果、単独で調達した平成 26 年度と比較し、単価が約 12%低減したものがあつた。
- 九州事務所において、今年度から事務用品の購入について、九州地方整備局（出先機関を含む。）と 3 官署の共同調達を開始したところ。その結果、A 4 フラットファイル（10 冊入り）の調達単価が平成 26 年度は 300 円であつたところ、平成 27 年度は 220 円となり、約 27%低減した。

【警察庁】

- 国交省、総務省と 9 件の共同調達を実施した。このうち、ガソリンの供給については、平成 27 年度上半期より警察庁が主体となり実施し、仕様書の見直し等を行い、一者応札が解消し、競争性が高められた。また、荷物配送業務については、国土交通省が主体となり実施したところ、事務の効率化が図られた。
- 地方支分部局 49 所属において、一括調達を実施したことにより、事務の合理化及び一部、スケールメリットの活用等によりコストの削減が図られた。
- DNA 試薬について、平成 27 年度においては中部管区警察局及び九州管区警察局で一括調達を実施し、同管区内の昨年度の契約額と比較すると、中部管区警察局では 1,740 万 4,000 円（削減率 7.4%）、九州管区警察局では約 729 万 5,940 円（削減率 2.8%）の削減が図られた。

【金融庁】

- 文部科学省等と 21 件の共同調達を実施した。平成 27 年度において、情報提供契約については財務局と、貸切航空機については財務省と共同調達を実施。
- 主要な消耗品を月単位で集約するほか、異動期や新規需要の必要数を集約し、発注を実施した。

【消費者庁】

- 内閣府等と 26 件の共同調達を実施した結果（前年度より 9 件増加）、共同調達の件数については、平成 26 年度比で約 152.9%の増加となつた。

【復興庁】

- 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、17件について共同調達を実施した。

【総務省】

- 国土交通省、警察庁と共同で調達を実施し、更に調達品目数を拡大できないか検討し、27年度から2品目（ガソリン、宅配便運送）を追加し11品目とした。
- 平成26年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った。その結果、例えば、「直管蛍光灯」のうち一部の型番については20円安価となり約13万円の節減効果が、「自動車座席カバー」については50円安価となり約5万円の節減効果があった。
- 北海道管区行政評価局等63官署において、他官署と延べ264品目を共同調達として実施した（前年度と比較し2他省庁の官署を追加。）。
- 複合機、プリンターを再編成し、全体配備台数を減らすとともに、地方支分部局を含めた省全体で一括調達を実施し、調達事務の効率化を図った（配備台数は、最適化前の1,340台から865台に減少した）。

【法務省】

- 共同調達の実施により、例えば、以下の削減効果が得られた。
 - ①【事務用消耗品】
 - 蛍光ペン（黄）1本当たり3円（6.5%）削減
 - ②【速記録作成等業務】
 - 1時間当たり300円（2.0%）削減
 - ③【自動車運行管理業務】
 - 基本運行管理料1台当たり10,744円（5.9%）削減
 - ④【自動車燃料（ガソリン及び軽油）】
 - ハイオク1L当たり9円（5.6%）削減
 - レギュラー1L当たり9円（5.9%）削減
 - 軽油1L当たり9円（9.0%）削減
- 会計機関が設置されている地方支分部局等322官署のうち、310官署において、他官署との共同調達を実施した。これにより、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。
- 業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。本省においては33種類（前年度同時期比12種類増）のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均2万2,022円（86.0%）削減された。

【外務省】

- 在外公館向け邦字新聞の定期購読において、在外公館所在地におけるインターネット環境及び事務の効率を踏まえ、電子版を導入する等の仕様を見直した結果、新聞送料が削減された（平成26年度比で約7%、約200万円）。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度から、自動車揮発油等の共同調達を新規に実施した。 ○ 地方支分部局である大阪分室においては、同一合同庁舎に入居する官署とコピー用紙を、沖縄事務所においては、近隣官署と事務用消耗品及びコピー用紙の共同調達を実施した。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本省庁では「バインダー」、「デジタルカメラ」及び「AED」について新たに一括調達を実施した。 ○ 地方支分部局では「トナーカートリッジ」及び「機械警備業務委託」等の 27 件について新たに一括調達等を実施したことにより、平成 26 年度の契約金額との比較可能な案件のみの単純集計で約 669 万円のコスト削減を図ることができた。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競り下げでは、当初計画になかった事務用消耗品（デスクマット）を含め、開始価格 1,161 万円（合計）から最終価格は 1,046 万 2,000 円（合計）となり、114 万 8,000 円（9.9%）の削減効果があった。 ○ 共同調達について、共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約 750 万円（8.2%）の削減効果があった。
<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本府省間での共同調達に関する取組として、前年度同様、8 品目を対象とした。 ○ 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、都道府県労働局が一括調達を実施し、地方支分部局における調達事務の軽減につながる効果を得た。
<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同調達の実施により、総額については、各年度の予定数量や単価が異なるため単純比較が難しいが、予定数量ベースで試算した共同調達対象品目の総額でみると、約 1.2 万円の削減となっている。 ○ 本府省間での共同調達に関する取組として、昨年度の 9 品目に加えて、新たにガソリンを対象品目に追加した。 ○ 地方支分部局等での共同調達に関する取組としては、農政局等が調達幹事となり、離島や新設事業所など共同調達の実施が困難な 4 機関を除く 246 機関において地方ブロック単位又は県単位等で実施し、複数の支出負担行為担当官の契約案件を集約することにより、契約事務手続が簡素化される効果が生じた。
<p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品、紙類（コピー用紙除く）、OA 機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレトペーパー、災害備蓄用品、クリーニングについて、外務省、財務省（一部除く）、農林水産省と共同調達を引き続き実施。なお、平成 27 年度からは、公用車向けガソリン、宅配便についても共同調達グループに参加した。その結果、以下の削減効果があった。 <p>①事務用消耗品（共同調達実施前の平成 20 年度と比較）</p>

契約単価（平均）▲35.3%、契約金額（当省）▲990万円

②紙類（過去3カ年平均比）

契約単価（平均）▲3.8%、契約金額（当省）▲0.9万円

③0A 機器用消耗品（過去3カ年平均比）

契約単価（平均）▲4.9%、契約金額（当省）▲0.7万円

④清掃用品（過去3カ年平均比）

契約単価（平均）▲2.1%、契約金額（当省）▲3.1万円

⑤蛍光灯（過去対3カ年平均比）

契約単価▲7.0%、契約金額（当省）▲5.6万円

⑥災害用備蓄用品（共同調達実施前の平成22年度と比較）

契約単価（平均）▲6.8%、契約金額（当省）▲87万円

⑦公用車向けガソリン（共同調達実施前の平成26年度と比較）

契約単価▲0.47%（レギュラー）、▲0.13%（ハイオク）、契約金額（当省）▲1.9万円（レギュラー）、▲0.4万円（ハイオク）

⑧宅配便（共同調達実施前の平成26年度と比較）

契約単価（平均）▲32.7%、契約金額（当省）▲232万円

- 平成27年度も引き続き、すべての地方支分部局において共同調達を実施している。地方局における共同調達品目の総数（延べ）は42品目、地方局における共同調達相手方官署の総数（延べ）は61官署。平成27年度は、近畿経済産業局において、相手方官署を増加した。

【国土交通省】

- 新たに2品目（ガソリン、配送）を共同調達の対象とした。また、九州地方整備局管内の近隣省庁とコピー用紙の購入について共同調達の拡大を行うなど、36の地方支分部局等で共同調達を実施した。

【環境省】

- 共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、事務用消耗品の購入については平成26年度205品目であった対象品目を、平成27年度においては使用する見込みのない2品目を除く203品目とした。また、新たにコピー用紙の購入を共同調達で行い、平成26年度の単価にて平成27年度の数量を購入した場合と比較し、約128万円の削減が図られた。
- 関東地方環境事務所では、事務用消耗品等の購入について平成26年度は534品目であった対象品目を、平成27年度においては558品目に拡大した。
- 役務については、平成26年度に引き続き、4件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務）の共同調達を行った。

【防衛省】

- 共同調達、一括調達の実施により、以下の削減効果があった。
- ①陸上自衛隊北海道補給処

新たに北部方面隊分のインクカートリッジ類の一括調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲43 円／個（▲約 0.7%）の単価で契約した。

②陸上自衛隊関西補給処

新たに中部方面隊分のインクカートリッジ類及びコピー用紙の一括調達を実施したところ、インクカートリッジ類については、対前年度平均契約単価で▲792 円／個（▲約 8.7%）の単価で契約し、コピー用紙については、対前年度平均契約単価で▲44 円／箱（▲約 3.4%）の単価で契約した。

③中国四国防衛局

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲115 円／箱（▲約 7.7%）の単価で契約した。

④九州防衛局

新たに合同庁舎に入居している官署とコピー用紙の共同調達を実施したところ、対前年度平均契約単価で▲477 円／箱（▲約 26.6%）の単価で契約した。

○ 艦船需品（毛布）についても、他省庁との共同調達を実施した。

4. その他

【内閣官房等】

- 「調達に関する事項の情報共有簿」により、予定価格の積算方法や開札状況等について契約事務担当者間で情報を共有した。また、調達部局の事務軽減及び調達内容の品質確保等に資するため、引き続き、仕様書模範例等を掲示板に掲載した。
- 適正な在庫管理により、部局間だけでなく組織間においても物品を共有できるよう管理換えを実施（組織間において平成 27 年度において 37 回）し、購入物品の縮減が図られた。

【宮内庁】

- 内部監査報告を庁内イントラネットに掲載し、担当者へ周知した（京都事務所においても本庁と合わせて取組を実施）。

【公正取引委員会】

- 新規の調達手続の担当者に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。
- 内閣官房等の価格交渉の事例について、その内容を研究し、公正取引委員会における調達改善の参考とした。

【警察庁】

- 本庁調達では 36 件（36 億円）、地方調達では 13 所属 26 件（32 億円）について総合評価方式による一般競争入札を実施した。
- 警察庁独自の研修のほか、他省庁主催の研修にも積極的に職員を参加させた。また、地方が実施する研修等を利用し、調達改善に対する指導・教養を行った。

【金融庁】

- 全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO 補佐官）による審査を実施した。
- 全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証した。

【消費者庁】

- 内閣府にて実施される会計実務研修に参加した。その結果、参加職員のスキルアップが図られるとともに、講義内容及び資料の共有を行った。また、庁内においても、勉強会を開催した。

【復興庁】

- 内閣府主催の会計実務研修に参加するなど職員のスキルアップに努めた。

【総務省】

- 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 SDR 以上、平成 27 年度 52 件）については CIO 補佐官との相談結果が添付され、徹底されている。

- 研究開発に係る委託について、見積りの適正性や証拠書類の精査等のチェックの徹底に加え、契約金額の大きな案件（平成 27 年度 181 件）では監査法人による精算金額のチェックを実施した。
- 平成 28 年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用を検討を行い、20 件の予算措置を行った。
- 平成 27 年度は、16 件のクレジットカード決済による海外出張経費の精算を実施した。

【法務省】

- 本省における情報システム案件について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 48 件締結した。CIO 補佐官の助言を受けて仕様の見直しなどを実施した。
- 地方支分部局等では、庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 11 件締結した。調達の仕様が同等であるなど、国庫債務負担行為活用前との費用比較が可能な 5 件では、年間計 94 万 8,000 円の調達費用が削減された。
- 平成 27 年度に内部監査を実施した地方支分部局等 97 官署において、調達改善計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査したほか、監査対象庁の職員に対し、取組事項等の周知を行った。

【外務省】

- 業務発生の都度契約していた「海外出張者用 Wi-Fi ルータの借り上げ」について、契約案件単位から局課単位とすることで業務効率化を実施した。
- 毎年度に契約していた「文書作成編集システム（ハードウェア、アプリケーション）」、「領事業務情報システム（遠隔地データ保管サービス開始に伴う総合プラットフォーム改修）」及び「ソフトウェア等の賃貸借保守」について、国庫債務負担行為による複数年度契約を活用した一般競争入札を実施した。
- 平成 27 年度において、事務機器借入等 34 件について国庫債務負担行為を活用した。

【財務省】

- 情報システム関係の調達案件のうち本省庁分の 38 件については、高度な知識、豊富な経験を有する契約専門官の知見を活用して、値引率などの視点から参考見積書の精査を行うとともに、調達仕様書と参考見積書との整合性や各作業費用を検証することにより、適正な予定価格の積算を確保した。また、地方支分部局分の 24 件についても、本省会計課による会計監査の際に、上記と同様に契約専門官の知見を活用して、当該整合性や各作業費用を事後的に検証した。
- 新たに本省庁 1 部局、地方支分部局 4 部局においてクレジットカード決済を導入し、導入部局は本省庁 2 部局、地方支分部局 10 部局となるとともに、本省庁 1 部局、地方支分部局 4 部局においてクレジットカードの複数年利用を図ったことにより、事務量を縮減することができた。
- 本省庁及び各部局の実情に応じて、会計課新人研修や、各ブロックの近隣官署共同による会計事務研修を行った。

【文部科学省】

- 実際の調達の実施には至らなかったものの、他省庁の取組事例を収集し参考としつつ、インターネット取引（クレジットカード決済）を活用した調達の実施に向けて、物品の選定、調達手続方針（「インターネット取引を利用する少額の物品の手続について」平成28年3月大臣官房会計課）を策定した。
- 全体の調達額の約6割を占める教育、研究開発等の委託契約について、外部有識者で構成する審査委員会が、一般競争入札案件（総合評価）30件、随意契約案件（企画競争）60件を審査したことにより、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。
- 情報システムの調達において、CIO補佐官から仕様等の助言を得る等、民間のノウハウ・知見を活用した。

【厚生労働省】

- 国庫債務負担行為を活用する取組として、公共調達委員会で審議された3件について、国庫債務負担行為を活用した契約が行われた。
- 職員の調達スキル向上の取組として、58地方施設等機関等の調達担当職員に対して調達に係る個別指導を行うための専門職員2名を配置し、692件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性などについて指導を行った。

【農林水産省】

- 情報システムの調達に関する取組としては、10万SDR未満の案件も含めて、CIO補佐官の助言又は確認を受けたのは133件あり、助言を受けた128件で仕様書の見直しを実施した。
- 総合評価落札方式を活用する取組として、コンピューター製品等、公共工事、調査、研究開発、広報業務等の省全体での調達案件2,759件（コンピューター製品等24件、公共工事2,456件、調査業務204件、研究開発26件、広報業務49件）を総合評価落札方式で実施した。また、本省における調査、研究開発、広報業務の新規発注案件等（215件）については、入札・契約手続審査委員会にて仕様書の内容を確認するなど事前審査を実施した。
- 国庫債務負担行為を活用する取組として、主に複合機やパソコンなどの賃貸借契約に当たり、省全体で174件（契約金額約508億円）の国庫債務負担行為を活用した。

【経済産業省】

- 情報システム関係について、予定価格が80万SDR以上となる7件の調達案件について、民間の調達支援業者を活用して適正な仕様を作成するとともに、CIO補佐官から仕様など調達に関して助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させている。
- 平成25年2月に運用を開始した基盤情報システムは、サービス提供契約（必要なサービスレベルのみを示し、その達成方法を細かく問わない調達方法）による複数年の一括調達の実施により、従来のシステムと比べ、年間約1億5,000万円のコスト削減

が実現した。

- 旅費業務のアウトソーシングにより年間約 1,400 万円の削減効果があった。
- 地方支分部局との会合について、テレビ会議等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図った（節減効果は 3,600 万円）。
- 予算執行職員等への研修を実施した（補助金・委託費・一者応札問題等に係る研修を実施するとともに、e-ラーニングに演習問題を掲載するなどコンテンツを充実）。
- 仕様書等を格納した予算執行 DB の拡充、職員向けメールマガジンの配信を行った。
- ペーパーレスを徹底することにより、コピー用紙使用量を平成 23 年度比で 31%削減した。

【国土交通省】

- 公共工事の総合評価落札方式に関する取組として、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと、技術提案を評価するタイプに二極化するなどの総合評価落札方式の改善策について、本省及び全地方整備局で本格運用を実施。競争参加者・発注者の双方において、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認した。
- プリンター等の出力機器等を集約化する MPS（マネージド・プリント・サービス）業務について、平成 26 年度と比較して 1 部局（国土技術政策総合研究所）増加し、9 部局で導入済みとなっており、導入済み 9 部局の導入前後の比較で、6.3 億円のコスト削減を図った。

【環境省】

- 総合評価落札方式や企画競争方式においては、実績に関する得点が大半を占める等により特定の者が有利にならないような配点の設定とすること、新規の事業者でも積極的に競争参加できるように提案書等の分量が業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当な分量となるよう項目ごとにページ数を指定等することに努めた。

【防衛省】

- 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を 10 箇年度に延長する特別措置法である、いわゆる「長期契約法」に基づく初めての調達として、固定翼哨戒機(P-1)につき 7 箇年度にわたる長期契約により 20 機を一括調達した結果、約 457 億円の経費を縮減した。
- 少量かつ長期間の整備の結果、高価格となっている装備品について、経費削減効果の見込まれるものを単年度にまとめて調達し、経費の縮減が図られた。
- 企画競争において契約締結に際しては見積書を徴取して、見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行った。

平成27年度における共同調達の実施品目

参考5

契約の分類	品目番号	品目名	警察庁・総務省・国土交通省 (合同庁舎2号館、3号館)	人事院・厚生労働省・環境省 (合同庁舎5号館)	法務省・公正取引委員会 (合同庁舎6号館)	金融庁・文部科学省・会計検査院 (合同庁舎7号館)	内閣官房等・宮内庁・消費者庁・復興庁	外務省・財務省・経済産業省・農林水産省
事務用消耗品	1	ペン類	○	○	○	○	○	○
	2	スタンプ類	○	○	○	○	○	○
	3	表紙類	○	○	○	○	○	○
	4	ファイル・フォルダー類	○	○	○	○	○	○
	5	用箋挟	○	○	○	○	○	○
	6	付箋	○	○	○	○	○	○
	7	インデックス類	○	○	○	○	○	○
	8	ラベルシート類	○	○	○	○	○	○
	9	ひも類	○	○	○	○	○	○
	10	テープ類	○	○	○	○	○	○
	11	指サック類	○	○	○	○	○	○
	12	クリップ類	○	○	○	○	○	○
	13	のり類	○	○	○	○	○	○
	14	パンチ類	○	○	○	○	○	○
	15	ガチャック類	○	○	○	○	○	○
	16	テブラ類	○	○	○	○	○	○
	17	袋類	○	○	○	○	○	○
	18	消しゴム類	○	○	○	○	○	○
	19	刃物類	○	○	○	○	○	○
	20	定規類	○	○	○	○	○	○
	21	ホッチキス類	○	○	○	○	○	○
	22	修正用品	○	○	○	○	○	○
	23	ブックエンド・デスクトレイ	○	○	○	○	○	○
	24	マグネット類	○	○	○	○	○	○
	25	封筒類(省名入封筒を除く。)	○	○	○	○	○	○
	26	輪ゴム	○	○	○	○	○	○
紙(コピー用紙を除く。)	27	紙類	○	○	○	○	○	
コピー用紙(紙類を除く。)	28	コピー用紙	○	○	○	○	○	
OA機器用消耗品	29	OA類	○	○	○	○	○	
	30	電池類	○	○	○	○	○	
	31	パソコン周辺機器	○	○	○	○	○	
32	電卓	○	○	○	○	○		
清掃用消耗品	33	掃除用具類	○	○	○	○	○	
燃料	34	燃料類	●	○	○	○	●	
書籍	35	書籍類	○	○	○	○	○	
防災用品	36	防災用品類	○	○	○	○	○	
役務	37	クリーニング	○	○	○	○	○	
	38	清掃	○	○	○	○	○	
	39	配送	●	○	○	○	○	
	40	新聞切抜	○	○	○	○	○	
	41	速記	○	○	○	○	○	
	42	健康診断	○	○	○	○	○	

出典:内閣官房調査

※「共同調達」とは、霞が関周辺に所在する各府省庁が、他府省庁と共同して行う調達をいう。

※「品目名」欄記載の品目は、契約の分類「役務」を除き「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ、平成25年1月29日一部改訂)の対象品目に準拠。

※契約の分類「役務」の品目名は、代表事例を示す。

※「●」は平成27年度に新規に共同調達を開始した品目を、「○」は平成26年度以前から実施している品目を示す。

※グループの一部で共同調達が実施されている場合も実施に含む。

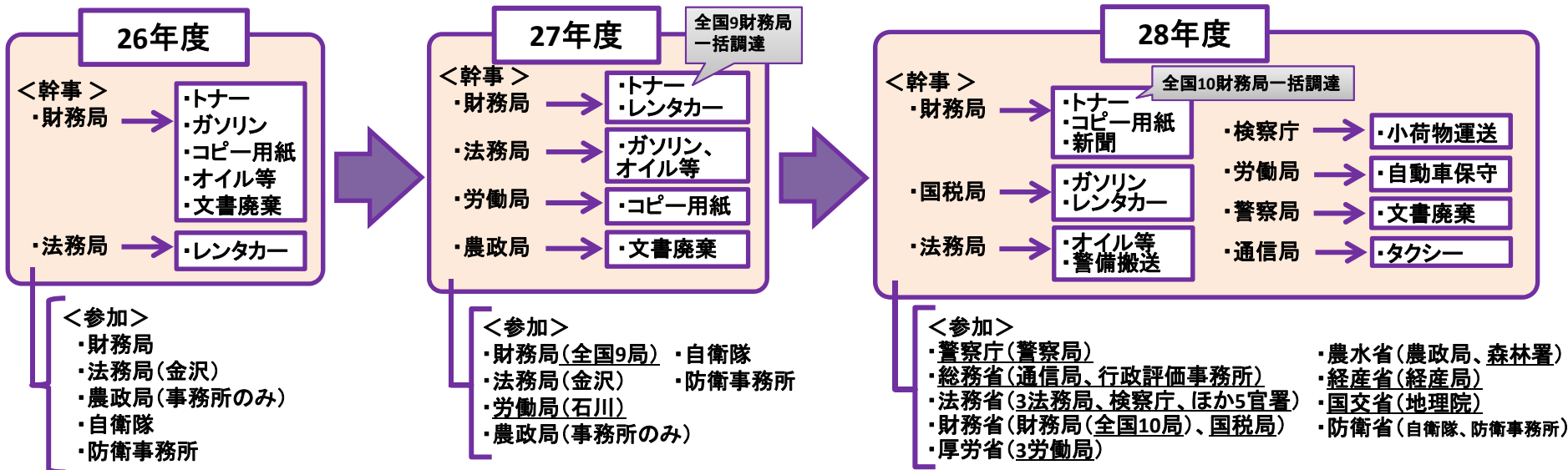
28年度契約に向けた共同調達の取組みについて

27年度契約までの経緯

- 行政コストの削減及び効率化を図る観点から、24年度に北陸財務局が本格的に共同調達の検討を開始し、金沢新神田合同庁舎に入居する5府省7官署間において積極的に検討を行い、**26年度契約では4省5官署が参加して6件の共同調達の実現**。
 - 27年度契約に向けては、①調達数量の更なる増大(注1)によりスケールメリットを確保し調達コスト削減を行うこと、②幹事官署の偏り解消等(注2)により業務効率化を図ることに主眼を置き、**27年度契約では5省6官署が参加して5件(注3)の共同調達の実現**。
- (注1) 合同庁舎入居官署の上部組織(石川労働局及び北陸農政局)との協議を新たに開始したほか、全国9財務局分を北陸財務局が一括調達しスケールメリットを追求。
 (注2) 26年度契約では特定官署に業務が集中(幹事2官署)していたが、27年度契約では幹事が4官署に割り振られ府省の枠を越えた業務効率化を実現。
 (注3) 26年度契約6件を27年度契約では5件に集約したことにより件数▲1件となったもの。

28年度共同調達方針

- 28年度契約に向けて共同調達をより一層効果的なものとするため、北陸3県(富山県、石川県、福井県)に所在する**9省18官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局等)**との協議を新たに実施。
 - **共同調達の契約件数を15件に、参加官署を9省庁23官署にそれぞれ増大させることにより参加官署が更なるスケールメリットを享受可能な環境を整備しながら、幹事官署を5省庁10官署(注4)に割り振ることで国全体での業務効率化を図る方針**。
- (注4) 既存の幹事3官署(北陸財務局、金沢地方財務局、石川労働局)に加え、新たに7官署(金沢国税局、金沢地方検察庁、北陸総合通信局、中部管区警察局石川県情報通信部、富山地方財務局、富山労働局、福井労働局)が幹事を務めることとなっている。



調達コスト削減による財政健全化への取り組み

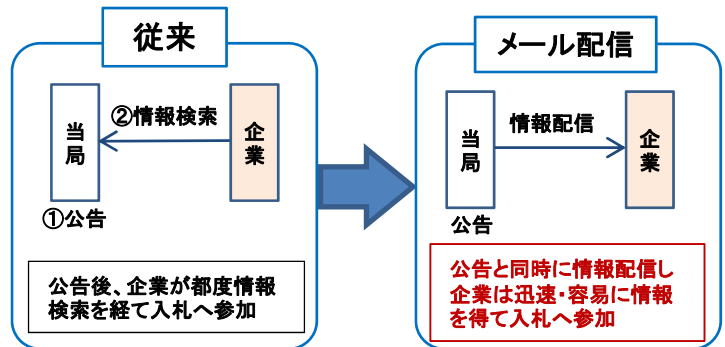
概要

- 北陸財務局では、官民における調達コスト削減、地域企業の利便性向上のため「公共調達(政府電子調達システム)説明会」(平成26年11月4日実施)などを通じて財政の健全化に資する取り組みを実施しているところです。
- 27年度調達に向けては、①調達情報のメール配信、②他省庁との共同調達実施、③全国の他財務局との一括調達実施を当局の調達機能強化の3本の矢として推進し、国の財政の健全化に一層寄与したいと考えています。

具体的施策

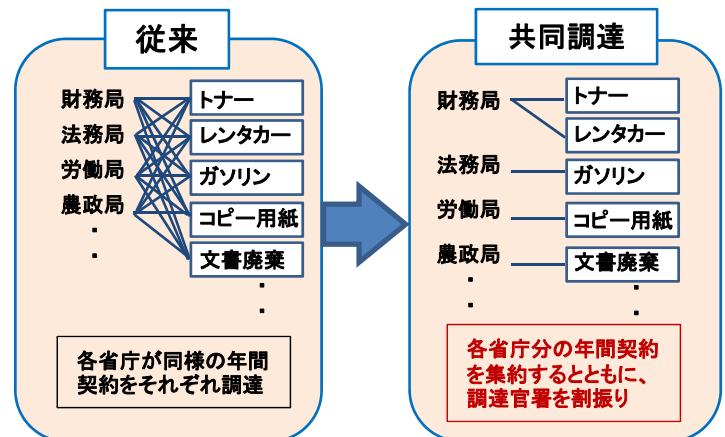
① 調達情報のメール配信

企業における調達情報検索に係るコスト削減及び入札参加機会損失防止のため、当局の調達情報をメールにて配信します。



② 他省庁との共同調達実施

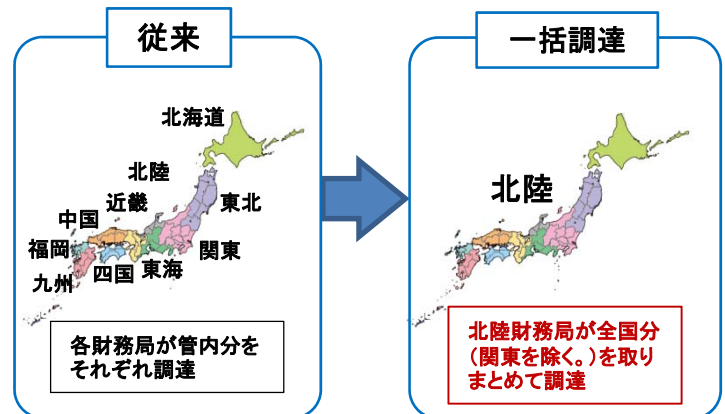
北陸地区における国の出先機関がそれぞれ実施してきた年間契約を集約するとともに、調達官署を割り振ることにより、コスト削減及び業務の効率化等を図ります。



③ 他財務局との一括調達の実施

全国に所在する財務局がそれぞれ実施してきた「プリンタートナー購入」について、当局が全国分(関東を除く。)を取りまとめて調達することで、スケールメリットを確保し、北陸地区における業者の受注機会を拡大します。

一括調達を行うと、従来の北陸分のみと比べて、少なくとも調達規模として約13倍、コスト削減額として数百万円が見込まれます。



複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策（例）

別紙 1

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務（研究・調査を含む）については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにすべき。そのために、例えば、既存の成果物を全て公表することが有効。 ・一つの事業が複数の業務で構成されており、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容も知らせるべき。
参加者要件の見直し	参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに緩和すべき。
発注単位（内容）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化すべき。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な事業分割・統合を行うべき。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討すべき。
発注単位（地域）の見直し	業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討すべき。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間につき、契約内容に応じ複数年度契約も検討する等、最も合理的な契約期間を検討すべき。 ・複数年度契約を行っている場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案すべき。 ・情報システムに関しては、「（政府情報システムの整備及び管理に関する）標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求すべき。
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入業者が参入可能な条件を具体的に調査することが重要。具体的にどんな業者が新規参入可能なのか調査すべき。 ・国内に受注能力を有する事業者がいないと想定される場合には、外国企業の参入の可能性を調査すべき。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を選択せず、総合評価方式への移行を検討すべき。
- ・具体的な新規参入業者を調査すべき。

※一者応札の改善等に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

平成 27 年度調達改善の取組に関する点検に際しての

歳出改革ワーキンググループ委員による主な指摘

開催日時：平成 28 年 9 月 8 日（木）14:30～15:30

開催場所：霞が関ビルディング 29 階会議室 2

出席委員：秋池玲子委員、有川博委員、石堂正信委員、川澤良子委員

平成 27 年度調達改善の取組に関し、歳出改革ワーキンググループ委員による点検作業を実施した。各委員からの主な指摘は次のとおり。（当日欠席の野本満雄委員からの指摘も含む。）

1 調達改善の取組状況について

- ・ 各府省庁間に見られていた取組のバラつきは、改善されつつある。調達改善のノウハウを一層浸透させるために、実務上の経験・知見を効率的に共有し、議論できる機会を提供することは非常に有効と考えられる。
- ・ 随意契約によらざるを得ない場合は「より適正な価格」での契約となるようみていくことが重要であるが、「より適正な価格」には、市場の価格水準よりも高くない、と言う意味のほかに、安すぎないという意味も含まれていることに留意が必要である。
- ・ これまでは提供できる事業者が限られていた調達であっても、技術が日々進歩していく中で、複数者が参入できるようになることも想定されることから、事業者の入札可能性を不断に調査することが必要である。
- ・ 人材育成の観点からの研修の実施・参加に当たっては、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修など、より実践的で多様な内容の研修の実施・参加を検討することが重要である。
- ・ 今後は、各種それぞれの取組自体が、効率的に行われているのかどうかを見ていくことも重要である。

- ・ 競争性のない随意契約の改善事例数が増加しているなど、競争性の向上のための努力が見て取れる。ただし、企画競争や公募の更なる実質的な改善についても検討できるのではないか。

2 各府省のPDCAサイクルと点検の方向性について

- ・ 調達改善に主体的、自律的、積極的に取り組む府省庁は、取組の重点化を行えるようにするなど、事務の効率化も併せて実現できる方法を検討すべき。
- ・ 調達改善のPDCAサイクルは、CとAに課題があると考え。PDCAサイクルを効果的に機能させるために、各府省庁において、課題抽出が強化されるべき。その際、外部有識者からの有効な意見聴取が望まれる。
- ・ 「実際に調達が改善されたかどうか」が、取組の推進を図る上で不可欠な視点である。今後の対応策を表明することに留まらず、取組が現実に調達改善に寄与したかどうかをフォローアップしていくことも重要である。
- ・ 調達改善を削減額だけで測れば、取組を継続すればするほど、効果が先細っていくことになる。取組の推進のためには、取組を実施した結果、競争参加者がどれだけ増えたかなども評価されることが重要。今後は、競争性向上を評価する方策も議論されるべき。
- ・ 各府省庁が主体的に、それぞれの事業が抱える調達の特長やこれまでの調達改善の状況を踏まえ、3年程度の中期目標なり、改善の展望なりを持つ時期にきているのではないか。

3 その他

- ・ 複数回一者応札等が継続しているなどの課題を抱えている個別案件についてヒアリングを行うなど、課題解決に向けた支援を行うことは有効である。各府省庁の事業担当者から、原因分析及び改善策につき説明を受け、議論・検討していくことは有益である。
- ・ 調達の改善を実現するために、国の業務の進め方や制度に関する議論を深めることが重要なものもある。

以上